特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
11	子ども・子育て支援新制度に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
柏原市は、子ども・子育て支援新制度に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
大阪府柏原市長

公表日
令和5年6月5日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援新制度に関する事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法及び児童福祉法や学校教育法等の関連法に基づき、幼稚園、保育所及び認定こども園等の申込み受付、選考、教育・保育給付認定者の管理等に関する事務を行う。 ・特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②入所要件の確認 ③保護者情報の確認
③システムの名称	1. 子ども・子育て支援システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
受給者台帳ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項　別表第一　94の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第68条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法別表第二における情報提供の根拠　　なし （子ども子育て支援に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない） ・番号法別表第二における情報照会の根拠　番号法第19条第8項、別表第二の116の項 行政手続における特定の個人を識別するため番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2の2	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉こども部こども施設課
②所属長の役職名	福祉こども部こども施設課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	柏原市安堂町1番55号 柏原市役所　福祉こども部こども施設課

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	柏原市安堂町1番55号 柏原市役所　福祉こども部こども施設課

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査　[ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月10日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	
平成28年6月10日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	
平成29年6月9日	Ⅰ関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項　別表第一　94の項 ・別表第一の94の項に係る主務省令は未公布	・番号法第9条第1項　別表第一　94の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第68条	事後	
平成29年6月9日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネット枠システムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法別表第二における情報提供の根拠 なし （子ども子育て支援に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない） ・番号法別表第二における情報照会の根拠　番号法第19条第7項、別表第二の116の項 ※別表第二の116の項に係る主務省令は未公布	・番号法別表第二における情報提供の根拠 なし （子ども子育て支援に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない） ・番号法別表第二における情報照会の根拠　番号法第19条第7項、別表第二の116の項 行政手続における特定の個人を識別するため番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2	事後	
平成29年6月9日	Ⅰ-5-②所属長	こども未来部　こども育成課長　小林　由幸	こども未来部　こども育成課長　篠宮　裕之	事後	
平成29年6月9日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年6月9日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成30年5月31日	Ⅰ-5-①部署	こども未来部こども育成課	健康福祉部こども育成課	事後	
平成30年5月31日	Ⅰ-5-②所属長	こども未来部　こども育成課長　篠宮　裕之	健康福祉部　こども育成課長　石橋　智成	事後	
平成30年5月31日	Ⅰ-7-請求先	柏原市安堂町1番55号 柏原市役所　こども未来部こども育成課	柏原市安堂町1番55号 柏原市役所　健康福祉部こども育成課	事後	
平成30年5月31日	Ⅰ-8-連絡先	柏原市安堂町1番55号 柏原市役所　こども未来部こども育成課	柏原市安堂町1番55号 柏原市役所　健康福祉部こども育成課	事後	
平成30年5月31日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年5月31日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
令和1年6月28日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月28日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和2年6月9日	Ⅰ　関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	支給認定者	教育・保育給付認定者	事後	
令和2年6月9日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年6月9日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和3年6月11日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年6月11日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和4年6月7日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネット枠システムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法別表第二における情報提供の根拠 なし （子ども子育て支援に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない） ・番号法別表第二における情報照会の根拠　番号法第19条第7項、別表第二の116の項 行政手続における特定の個人を識別するため番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2	・番号法別表第二における情報提供の根拠 なし （子ども子育て支援に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない） ・番号法別表第二における情報照会の根拠　番号法第19条第8項、別表第二の116の項 行政手続における特定の個人を識別するため番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2の2	事後	
令和4年6月7日	Ⅰ-5-①部署	健康福祉部こども育成課	福祉こども部こども施設課	事後	
令和4年6月7日	Ⅰ-5-②所属長	健康福祉部こども育成課長	福祉こども部こども施設課	事後	
令和4年6月7日	Ⅰ-7-請求先	柏原市安堂町1番55号 柏原市役所　健康福祉部こども育成課	柏原市安堂町1番55号 柏原市役所　福祉こども部こども施設課	事後	
令和4年6月7日	Ⅰ-8-連絡先	柏原市安堂町1番55号 柏原市役所　健康福祉部こども育成課	柏原市安堂町1番55号 柏原市役所　福祉こども部こども施設課	事後	
令和4年6月7日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年6月7日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年6月5日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年6月5日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	